資料　2-1

「長野市消費生活の安定と向上に関する条例」改正について

標記条例の改正については、平成 19 年２月８日の長野市消費生活協議会において協議が開始され、検討してまいりましたが、６月 24 日に法規担当課と条例(案)要綱の内容を協議したところ、次の見解が示されました。

- 上位の法律優先（消費者基本法、県消費生活条例）である。
- 市が県消費生活条例と相似する条例を独自に定める確固たる理由がない。
- 市の現条例のままでも、問題がない。

以上の見解を受け、市民課において協議をしました。

その結果、これまで協議会委員の皆様に多岐にわたり御検討や御協議をいただいてまいりましたが、きめ細やかな配慮がなされた県条例が制定されたことにより、検討してまいりました条例(案)の内容では条例を見直す理由付けが難しいため、条例改正を見送りたいと考えております。

なお、国においては消費者庁の設立に向けた作業を進めており、地方自治体における消費生活センターの法的位置づけ、相談体制の強化・充実など、自治体への対応を求める施策が新たに出てくるものと思われます。今後、消費者庁の動向や長野県消費者条例の施行状況等を見ながら本市の消費者行政を進め、必要に応じて条例の見直しをしていきたいと考えております。

【検討の経過】

第１回（平成 19 年２月８日）

当時、長野県には消費生活条例がなく、平成 19 年度に有識者による検討委員会を組織し、平成 20 年度に消費生活条例を制定予定となった。

この協議会において、消費生活条例改正を正式議題とし、市が先行若しくは並行して条例を制定した場合、市民には基準が二つに映り望ましくないことから、策定期日をずらすことが望ましい。

また、消費者基本法と照らし合わせ、昨今の世情について各委員から意見・感想を聞く中で、消費契約の適正化を条例に盛り込んだ方がよいといった意見交換がなされた。

平成１９年３月定例市議会において布目議員より現行条例の見直しに対する質問があり、条例改正について平成 19 年度内に協議会へ諮問するとの答弁をおこなった。

第２回（平成 19 年３月 19 日）

中核市等（長崎市・豊中市）の制定新条例と長野市の現行条例を比較し、次の項目について検討をおこなった。

なお、第５条以下の条項については次回に検討することとした。

第１条　目的

消費者の権利の尊重及び自立の支援、その他の基本理念を定める。

第２条　基本理念

現行条例に基本理念がない理由は、消費者基本法の前身である消費者保護法になかったためで、新たな条例には必要である。

第３条　市の責務

現行条例と比較して検討する。

第４条　事業者の責務（重要項目）

事業者に対しては、罰則のない項目とする。なお、長崎市にあるような事業者の自主的な取り組みの遵守については、盛り込まないことにする。

第５条　消費者の役割

行政・事業者・消費者の三者は対等とうたっているのが基本法の特徴であり、消費者自身の質を高めることが必要である。

第３回（平成 19 年 5 月 23 日）

市条例の研究（検討）係る中間報告行い、併せて県の動向を踏まえた上で、協議会の検討時期を半年間延長することとした。（市条例は県条例より１年遅らせることとした。）

なお、第１条から第５条までについては、前回の協議結果を生かす形で進めることとした。

第４回（平成 20 年 3 月 28 日）

市条例の見直しについての作業スケジュール及びパブリックコメントの実施、条例骨子について検討し、平成 20 年度３月議会への条例案提出についての確認をおこなった。